

第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）の取組状況

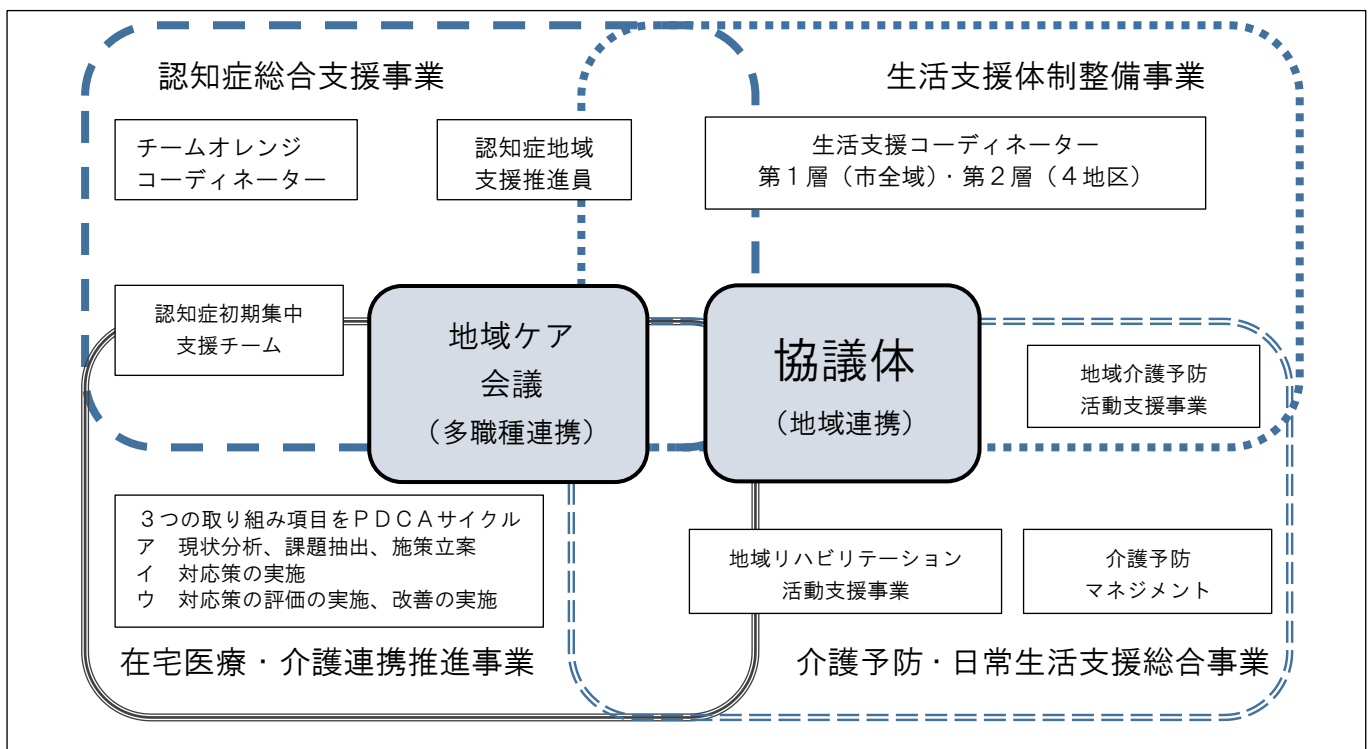
1 第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基本的な考え方

第8期計画では、2040（令和22）年を見据えた介護保険制度の持続的な運営を図りつつ、次の重点事業に取り組むことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

本市の重点的な取り組みと実績

① 地域活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が地域の課題について話し合える場の創出 ⇒第2層協議体の開催、助言者派遣事業による講演会（R3・R4） ・レインボーネット等を活用した地域資源の可視化
② 介護予防事業の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・健康づくりに対する高齢者の関心が高まっている ⇒げんき大学卒業生の活動の場（R3～） ・理学療法士等の助言に基づく効果的な運動の促進 ⇒リハ職の派遣（R3～）
③ 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発・通いの場の充実 ⇒在宅医療・介護連携推進事業の再編（R4～） ・認知症サポーターの活用 ⇒認知症サポーター養成講座の実施（小学校・市民サロン）
④ 介護保険事業の円滑な運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な介護サービス・過剰な支給の削減、介護給付費の適正化 ⇒事業者の運営指導
⑤ ひとり暮らし高齢者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者等による見守り活動の促進 ⇒ひとり暮らし高齢者の実態調査を実施（民生委員との連携） ・緊急時の迅速・的確な対応を行うための連絡体制の確保 ⇒地域包括支援センター2拠点化による連絡体制の強化（R4～）
⑥ 高齢者の権利擁護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待・消費者被害防止、認知症高齢者等への対応に関する専門的・継続的な支援 ⇒成年後見制度利用促進基本計画の策定（R4）

各事業の連動性



出典：厚生労働省資料

2 令和5年度に予定している新たな取組み

(1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6～R8）の策定に向けた取組み

高齢者福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な運営に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で高齢者が生活出来るようにする地域づくりを行うため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する。

(2) 成年後見支援センターの開設（R5.6～）

認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、成年後見制度の利用を促進し、権利擁護の充実を図ることを目的として、令和5年6月1日に清須市成年後見支援センターを清洲総合福祉センター内に設置する。

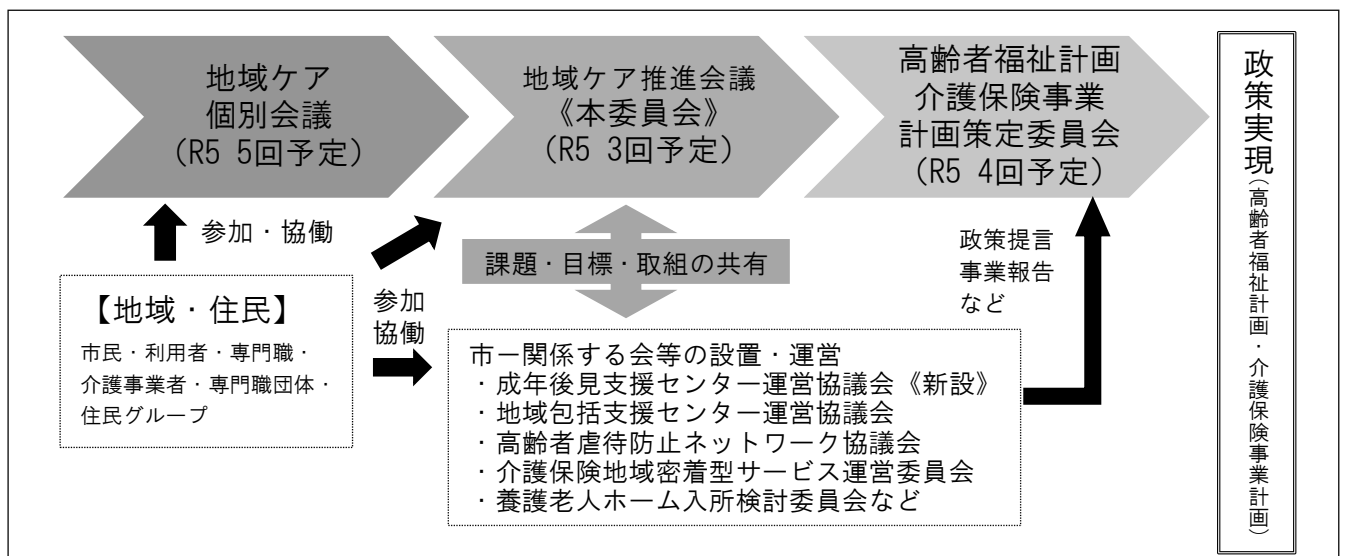
また、成年後見支援センター運営協議会を設置し、成年後見支援センターの運営及び体制に関すること等について協議する。

(3) ICTを活用した介護予防事業（R5.5～）

スマートフォンアプリなどのICTを活用した介護予防事業の実施により、高齢者がデジタル機器に触れる場を提供することで、家族や友人とのコミュニケーションの増加や新たな生きがいの創出を図るとともに、新型コロナウイルスの感染拡大や悪天候時などの外出が困難な状況にあっても、自宅から参加できる介護予防の取組みを推進する。

3 令和5年度地域ケア会議の開催方針

本市における地域ケア会議の位置づけと地域住民や各会等との関係性



令和5年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の概要

